

八千代松陰中学校・高等学校

「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

八千代松陰中学校・高等学校では、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止基本方針（平成二十六年。以下「基本方針」という。）の基本理念を踏まえ、生徒がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的として、法第十三条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、この「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第1章 いじめ防止等の組織

1. いじめ防止等に関する取り組みを実効的に行うため、校内に①通常組織として「生活指導部会」、②いじめの疑いに関わる情報があったときの緊急組織として「いじめ防止対策委員会」を置く。「いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたっての中核となる役割を担う。いじめの内容に応じて各部署や外部機関との連携を図り、八千代松陰中学校・高等学校として組織的に対応する。
2. 「生活指導部会」、「いじめ防止対策委員会」の構成員
 - (1) 「生活指導部会」
生活指導部長、学年部長、教務部長、その他校長が必要と認める者。
 - (2) 「いじめ防止対策委員会」
校長、副校長、教頭、生活指導部長、教務部長、学年部長、生徒指導主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。
3. 「生活指導部会」「いじめ防止対策委員会」の開催
 - (1) 「生活指導部会」
原則として毎週木曜日に定例開催する。なお、緊急に必要なときはこの限りでない。部会の内容を教頭に報告する。
 - (2) 「いじめ防止対策委員会」
「生活指導部会」の報告等から、「いじめ防止対策委員会」の開催が必要と判断されたときに開催する。

4. 「生活指導部会」「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。

(1) 「生活指導部会」

- ① 各学年生徒の学校生活状況の報告
- ② ①の報告に対する対応
- ③ ①②の教頭への報告

(2) 「いじめ防止対策委員会」

- ① 基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談、通報への対応
- ③ 関係機関、専門機関との連携
- ④ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ⑤ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への聴き取り
- ⑥ 指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- ⑦ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- ⑧ 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査
- ⑨ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取り組みの推進

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであるとともに、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員は継続的に取り組みを行う。

2. いじめの未然防止のための取り組み

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ① 一人ひとりに達成感を持たせる授業の工夫
- ② 授業規律の確立、教室環境の整備
- ③ 授業評価アンケートを活用した授業の評価と改善
- ④ 校内環境の整備

(2) 豊かな心を育む取り組みの推進

- ① 継続的・系統的な道德・キャリア教育の推進
- ② 平和研修等の体験活動の充実

(3) いじめについて理解を深める取り組みの推進

- ① 人権や情報モラルに関する講演会等の開催
- ② 「いじめ防止」啓発活動
- ③ いじめ防止等について、生徒の主体的な活動の推進

(4) 保護者を対象とした取り組みの推進

- ① 学園通信や SNS による配信
- ② 学年・学級懇談会における指導方針や情報の提供

(5) 教職員の資質能力の向上を図る取り組みの推進

- ① 校内研修会の実施
- ② 行政等や関係機関との情報交換

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけ合いを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間、インターネットなどを媒介として行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2. いじめの早期発見のための取り組み

(1) 情報の集約と共有

- ① いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する
- ② 「いじめ防止対策委員会」で共有された情報については、各学年部長を通じて関係教職員で共有する
- ③ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する

(2) 全生徒を対象とした調査の実施

- ① 各学期の学校生活アンケートの実施と実施後の聴き取り
- ② 個別面談を通じての聴き取り

(3) 相談体制の整備と周知（気軽に相談できる環境づくり）

- ① スクールカウンセラー・養護教諭・教育相談担当者などによる相談窓口の設置
- ② 生徒・保護者が気軽に相談できる窓口の周知・徹底

第4章 いじめに対する取り組み

1. 基本的な考え方

いじめを発見し又は通報・相談を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応にあたっては、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2. いじめを発見し又は通報・相談を受けたときの対応

(1) いじめ行為の制止

いじめと疑われる行為を現認した場合は、その場でその行為をやめさせる。

(2) 「いじめ防止対策委員会」への報告

いじめと疑わしき行為を発見し、又は通報・相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」へ報告し情報を共有する。

(3) 事実の確認と説明責任の遂行

「いじめ防止対策委員会」と連携し、当該学年が中心になって関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無を確認する。

(4) 事実関係の究明

当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速に行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡・説明する。

(5) 関係機関への報告・連携

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察等との連携を図る。

(6) 被害生徒とその保護者への支援

いじめられた生徒とその保護者の心理的圧迫感を十分に理解するとともに、解決に向けた丁寧な支援を行う。

(7) 加害生徒への指導

いじめた生徒へは心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮の下に、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるようにする指導を継続する。また、よりよい成長へ導けるよう学校の取り組み方針を保護者に伝え、協力を求める。

(8) 傍観生徒への指導

いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(9) 再発防止への取り組み

いじめが解消した後も、いじめられた生徒や保護者に対しては継続的な支援を行い、再発防止に万全を尽くす。

3. ネットを通じて行われるいじめへの対応

ネットを通じて行われるいじめについては、把握が困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることを踏まえて対策を講じる。

(1) 情報モラル教育・啓発の取り組み

① ネットを通じて行われるいじめを防止するための情報モラル教育を推進する。

② SNS への書き込み等の危険性・犯罪性についての啓発活動を推進する。

(2) いじめ発生時の対応

ネット上の不適切な書き込み等については、関係機関に相談し、適切な対応を要請する。

第5章 重大事態への対処

1. 重大事態の報告

重大事態（法第二十八条一項の各号に掲げる場合をいう）が発生したときは、速やかに千葉県総務部学事課を通して千葉県知事に報告する。

2. 調査主体及び組織について

重大事態の調査主体及び組織は、原則として本校に設置する。

調査組織は、「いじめ防止対策委員会」の構成員とするが、公平性、中立性の確保、客観的な事実認定の必要性等に鑑み、第三者専門家の活用を適切に行う。

3. 事実確認調査の実施及び報告

重大事態の調査は、県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則って適切に実施する。公平性及び中立性の確保に留意し、その結果は、千葉県総務部学事課を通して千葉県知事に報告する。

4. 説明責任の遂行

重大事態の調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

5. 再発防止への取組

重大事態への調査結果を踏まえ、当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な取り組みを進める。

附則

本基本方針は、平成二十六年四月一日より、効力を有する。

平成二十八年四月一日 改訂

令和七年十一月一日 改訂